

# 産業財産権の現状と課題

＜特許行政年次報告書 2010 年版＞

## のポイント

特 許 庁



# I. 産業財産権をめぐる動向

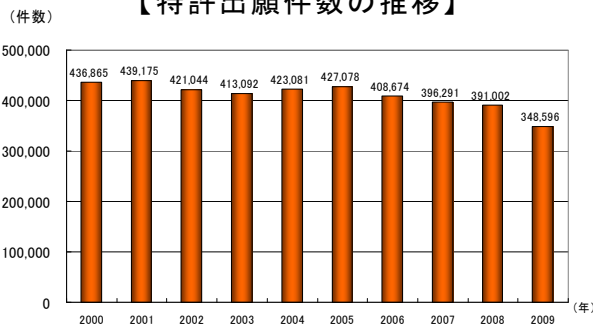
## 1. 国内外の出願・登録状況と審査・審判の現状

### (1) 特許<我が国における出願・審査請求等の推移>

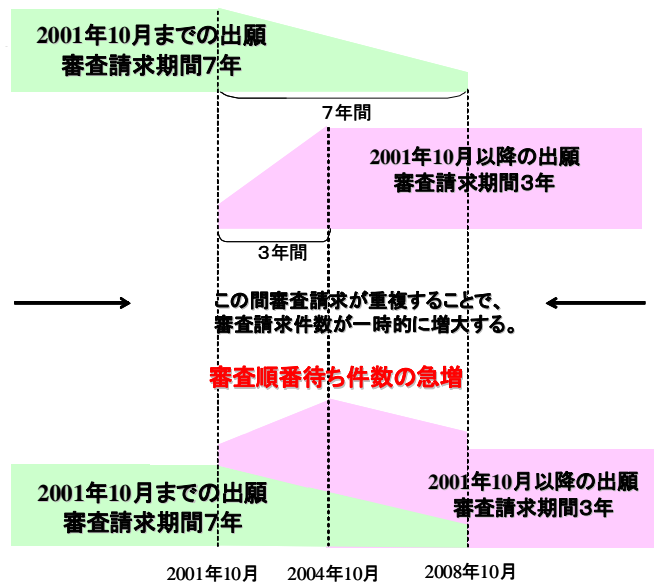
(p.1-13)

- 2009年の特許出願件数は34.9万件で前年比10.8%減となっている。これは昨今の景気後退の影響が現れていると考えられるが、量から質へ特許出願戦略を転換する考え方が出願人に浸透しつつあることも背景にあると考えられる。
- 特許協力条約に基づく国際出願（PCT出願）は2.9万件（前年比4.5%増）と引き続き増加傾向である。
- 審査請求件数は25.4万件で前年比26.9%減であった。2008年9月末で、審査請求期間7年の全ての出願が審査請求期間満了を迎え、「請求のコブ」が終了したため審査請求件数が減少した。また、昨今の景気後退の影響や出願人に審査請求の厳選という考え方が浸透しつつあることも背景にあると考えられる。
- 任期付審査官の採用や先行技術調査外注の拡大等の取組を行い、審査体制の強化や審査の効率化を進めた結果、一次審査件数は前年比5.5%増の36.1万件となり、一次審査件数が審査請求件数を上回った。
- 審査順番待ち期間については、今後、審査順番待ち件数の減少が進むにつれて、徐々に減少に転じていくものと見込まれる。

【特許出願件数の推移】



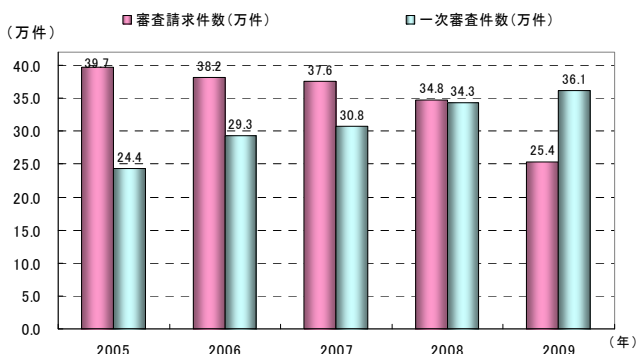
【新旧審査請求制度の共存による請求のコブ】



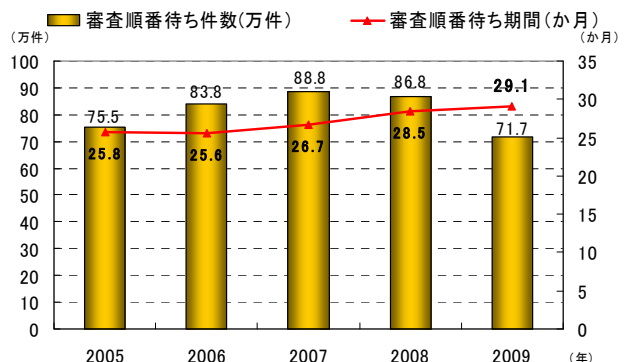
【PCT出願件数の推移】



【審査請求件数と一次審査件数の推移】



【審査順番待ち件数と審査順番待ち期間】

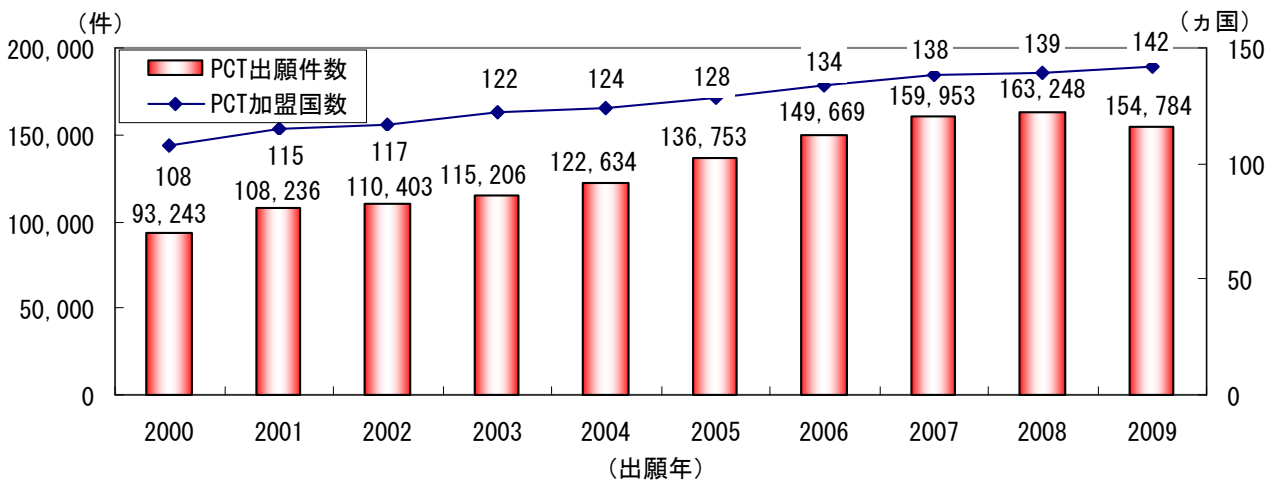


(2) 特許<特許出願・登録動向の国際比較>

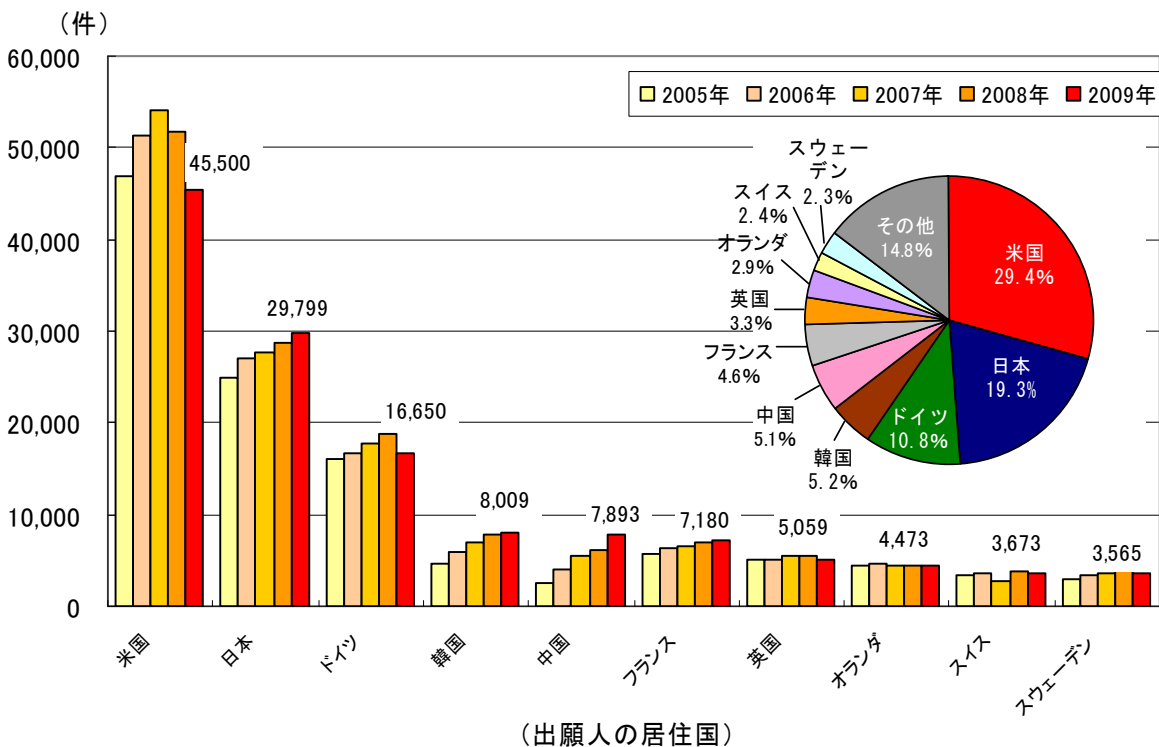
(p. 14-30)

- 2009年における世界のPCT出願件数は15.5万件で、1978年の制度発足以来、初めて前年(16.3万件)を下回った。これは、世界的な景気後退の影響、米国からのPCT出願件数の減少が主要因であると考えられる。
- PCT出願件数を出願人の居住国別にみると、日本は29,799件(前年比3.5%増)で、2003年以来米国に次ぐ2位を維持している。

【PCT加盟国数及びPCT出願件数の推移】



【出願人の居住国別のPCT出願件数の推移とPCT出願件数の割合(2009年)】

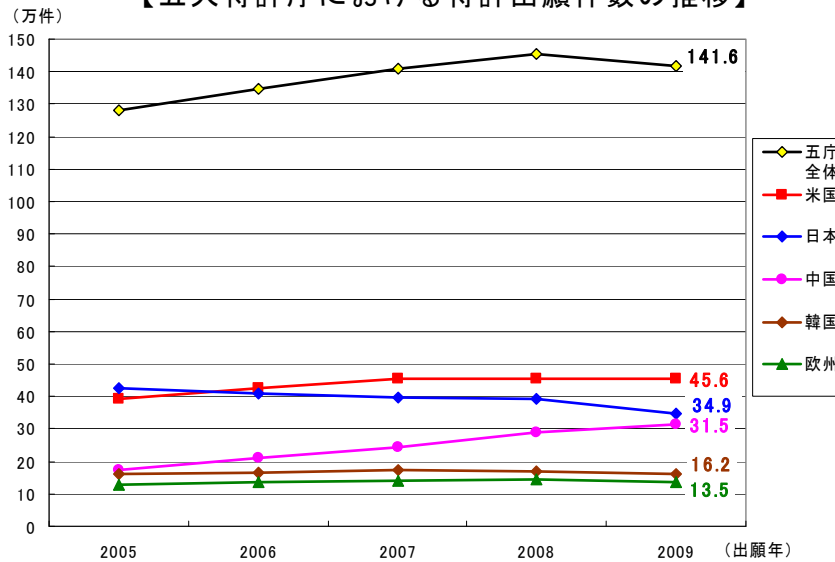


(2) 特許<特許出願・登録動向の国際比較>

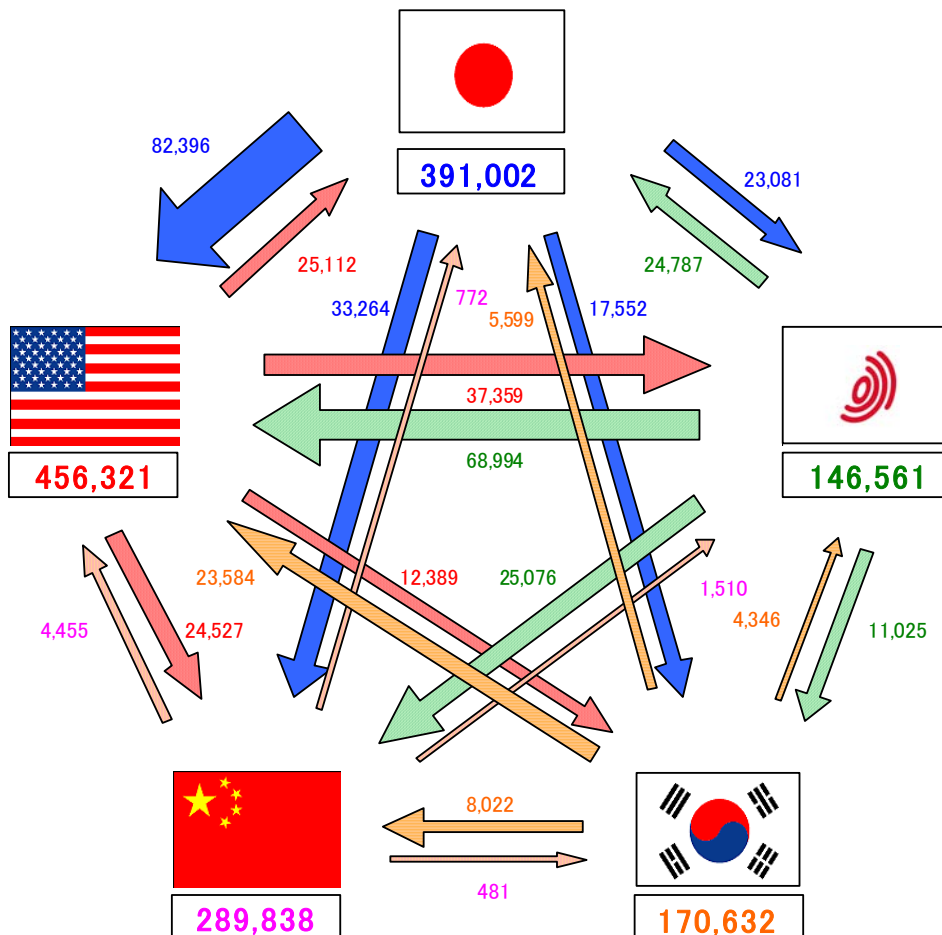
(p. 14-30)

- 2009年の五大特許庁（日米欧中韓）における特許出願件数の合計は、前年比2.6%減の141.6万件であった。一方、中国においては、前年比8.5%増の31.5万件であった。
- 2008年の日本・欧州・中国・韓国から他庁への出願は、いずれも米国へのものが最も多い。

【五大特許庁における特許出願件数の推移】



【五大特許庁間の特許出願状況（2008年）】

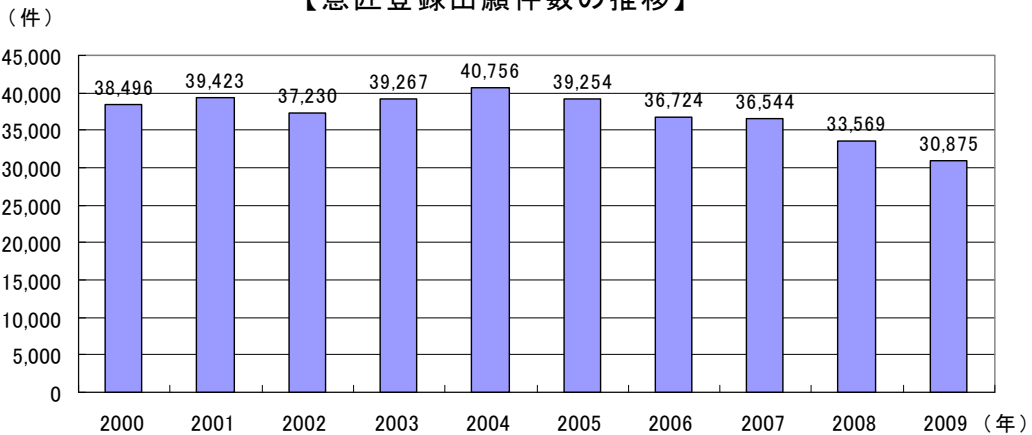


(3) 意匠<我が国における意匠登録出願と審査の現状>

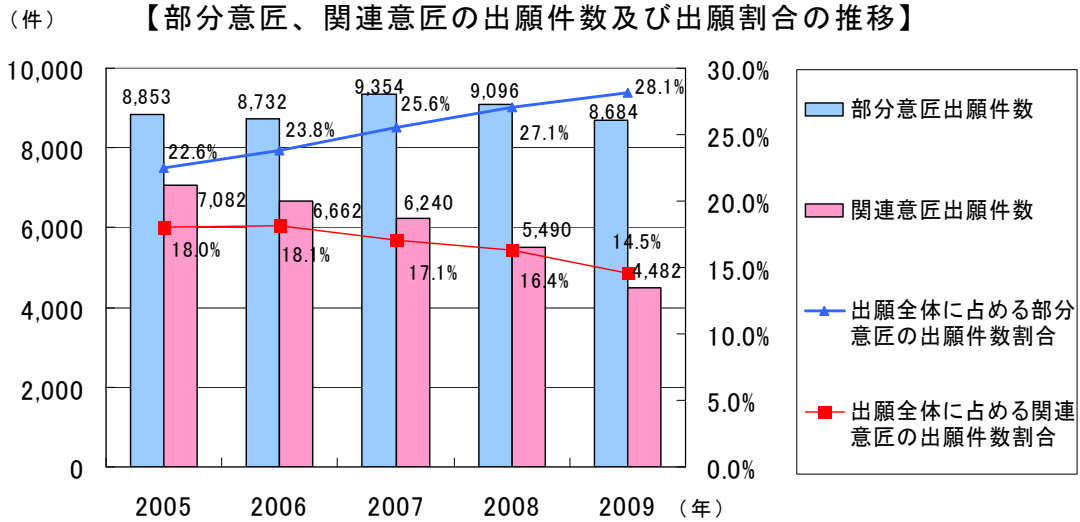
(p. 36-39)

- 2009年の意匠登録出願件数は3.1万件で前年比8.1%減となっている。これは、景気後退に伴う製品開発数の減少、出願の厳選化等が要因として考えられる。
- 部分意匠制度を利用する割合は年々増加しており、2009年は出願件数全体の28.1%であった。
- 意匠登録出願の審査順番待ち期間（FA期間）は、前年から0.3月短縮され、7.1月であった。

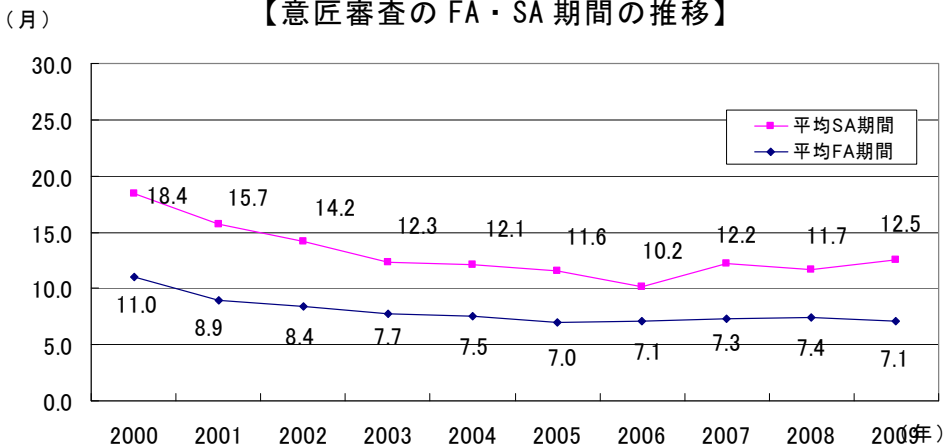
【意匠登録出願件数の推移】



【部分意匠、関連意匠の出願件数及び出願割合の推移】



【意匠審査のFA・SA期間の推移】

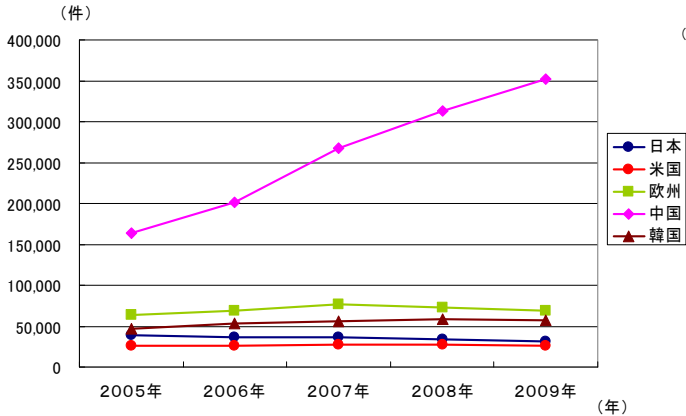


(4) 意匠<主要国・機関における出願・登録動向>

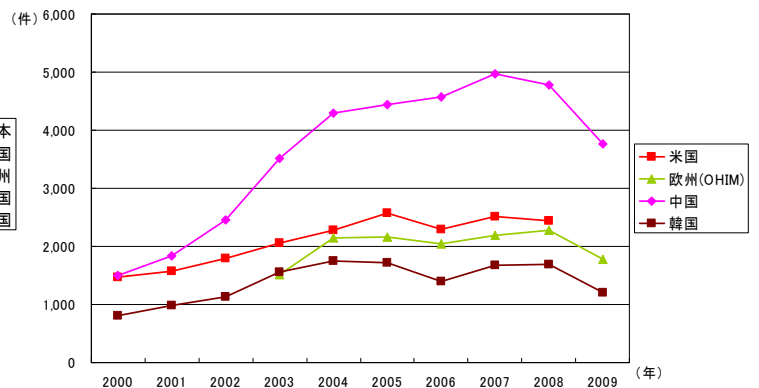
(p. 40-51)

- 中国は出願件数の増加が依然として著しく、2009年は、前年比12.3%増の35.1万件であった。
- 日米欧中韓における意匠登録の状況をみると、米国からは欧州での登録を、欧州からは中国及び米国での登録を重視している傾向がうかがえる。

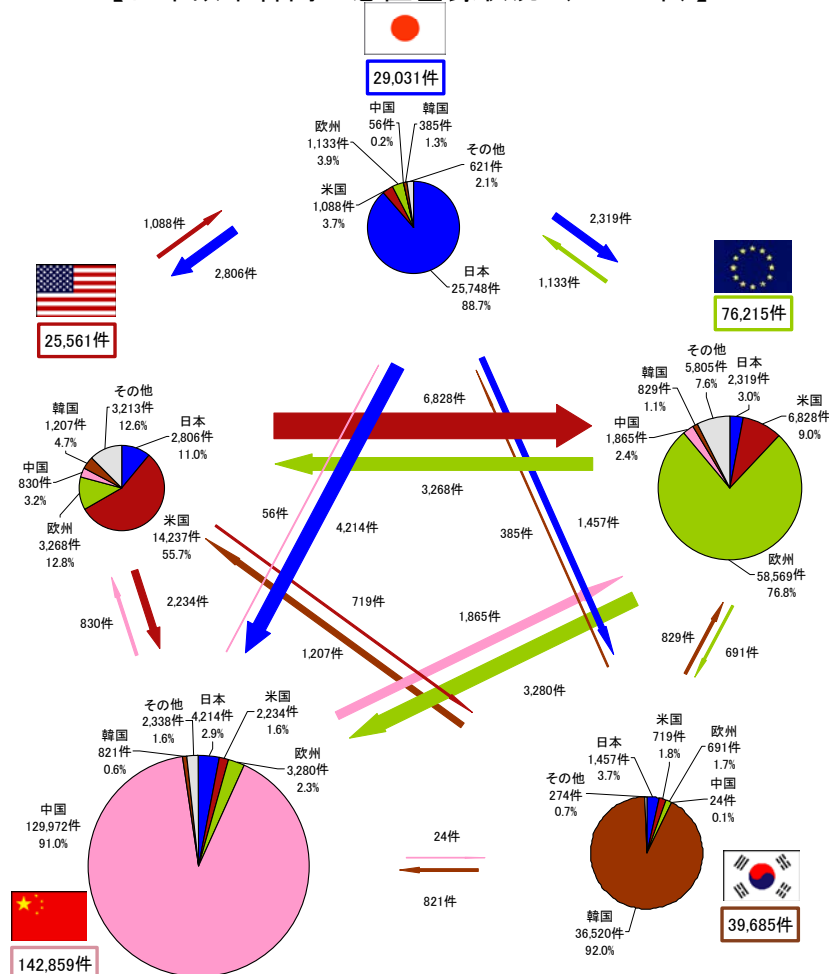
【主要国・機関における意匠登録出願件数】



【日本人による外国への意匠登録出願件数】



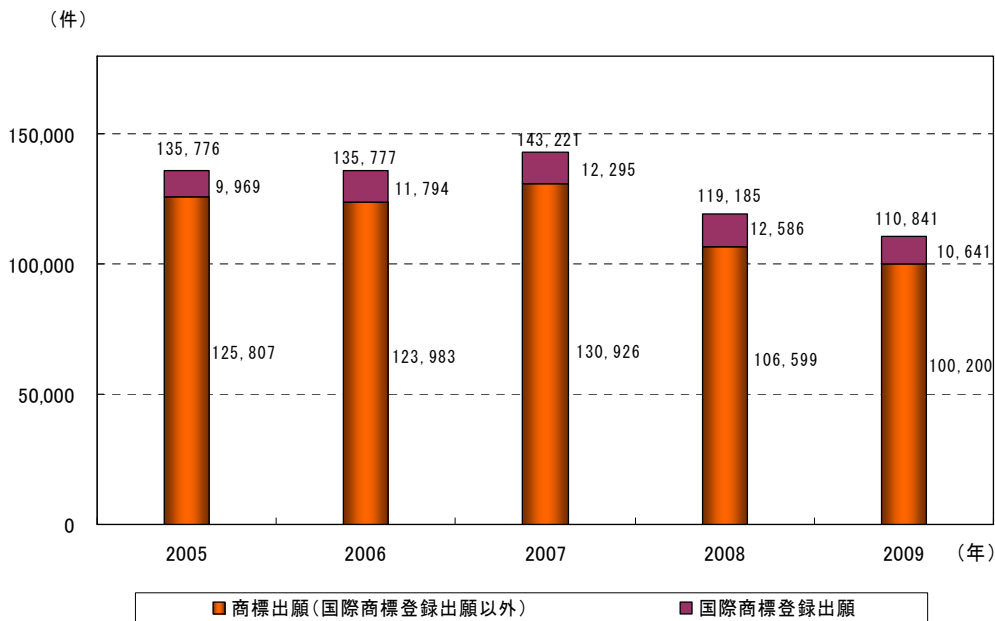
【日米欧中韓間の意匠登録状況（2008年）】



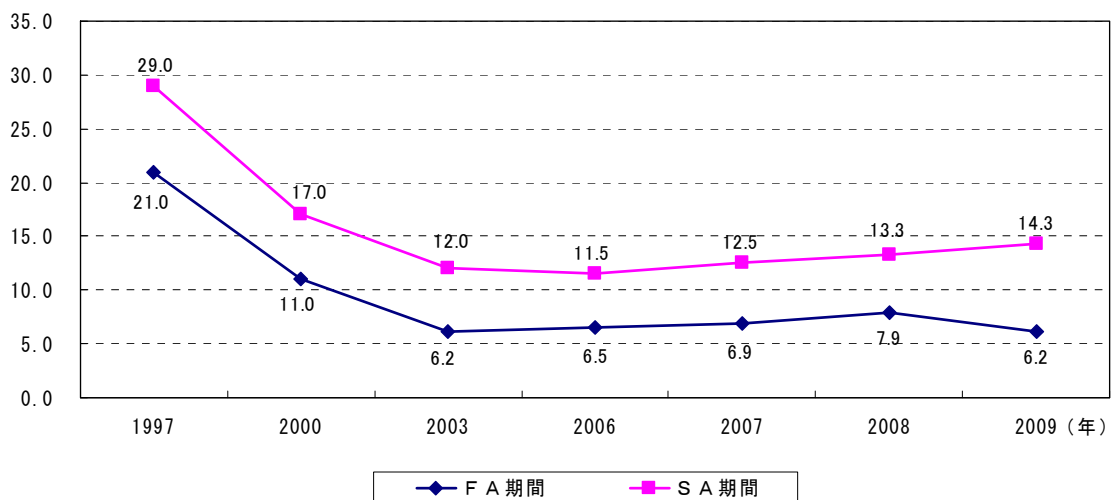
(5) 商標<我が国における商標登録出願の動向及び商標審査の現状> (p. 52-53)

- 2009年の商標登録出願件数は11.1万件で前年比7.0%減となっている。これは、昨今の世界的な景気後退の影響が一要因と考えられるが、必要な商標を選別する傾向が強まったとも推察される。
- 2009年の商標審査に関する審査順番待ち期間（FA期間）は6.2月であり、出願日から一次審査結果通知後に査定が発送されるまでの期間（SA期間）は14.3月であった。

【商標登録出願件数の推移】



【商標審査のFA・SA期間の推移】



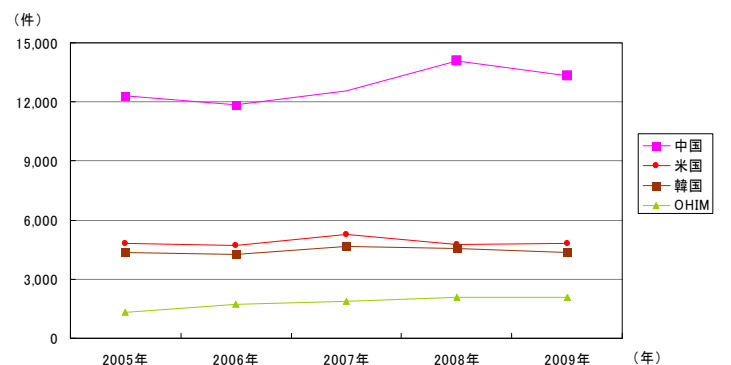
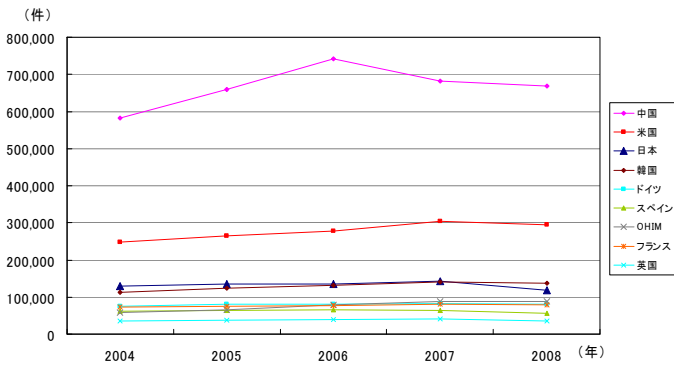
(6) 商標<主要国・機関における出願・登録動向>

(p. 54-62)

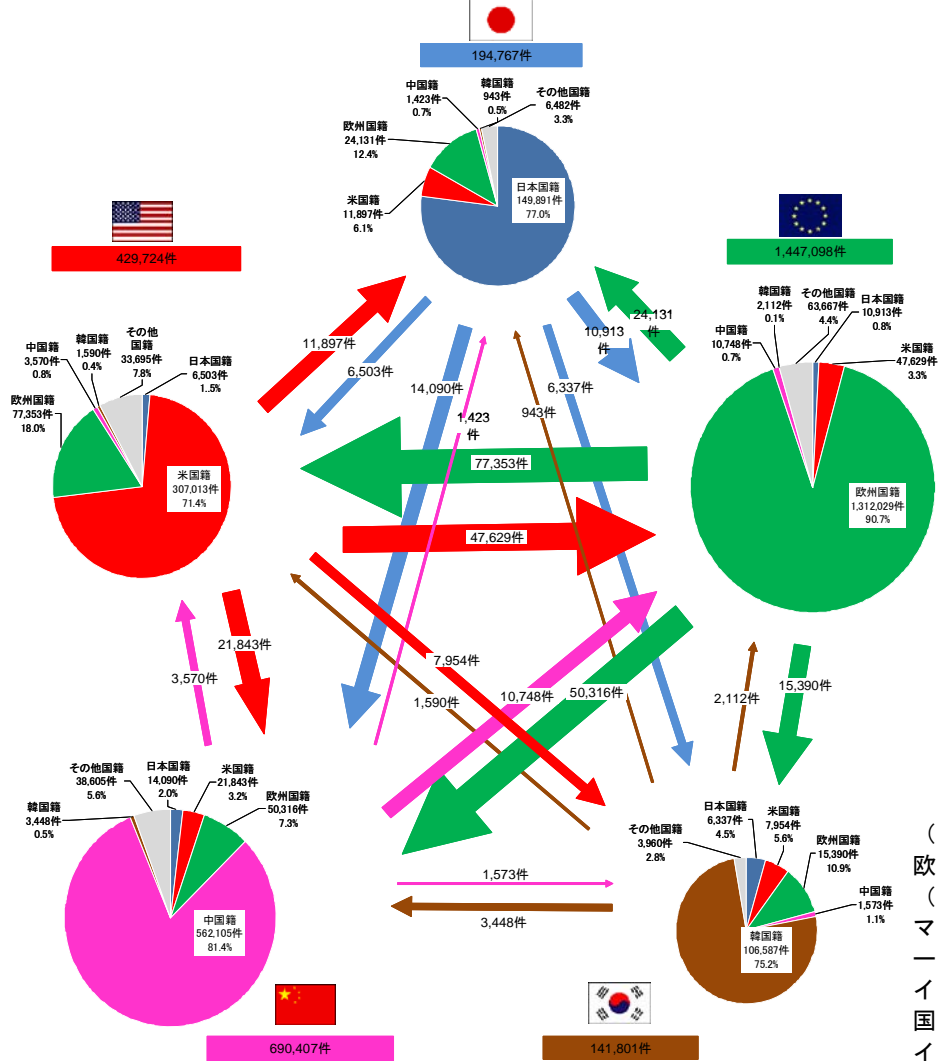
- 2008年における中国の出願件数は前年比1.8%減の66.9万件であるが、依然として世界の商標登録出願の総数の大きな割合を占めている（なお、中国は、1出願1区分の制度を採用）。
- 2008年における日米欧中韓間の商標登録出願（区分数）は、欧州から米国が最も多く、次いで欧州から中国が多い。米国からは欧州、日本からは中国が多い。

【主要国・機関における商標登録出願件数】

【日本人による外国への商標登録出願件数】



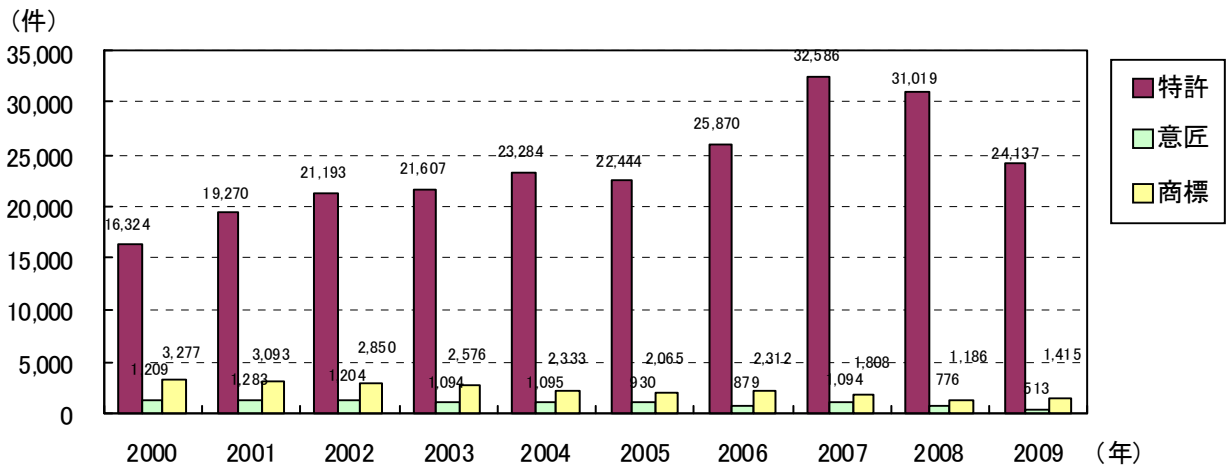
【日米欧中韓間の商標登録出願状況（区分数、2008年）】



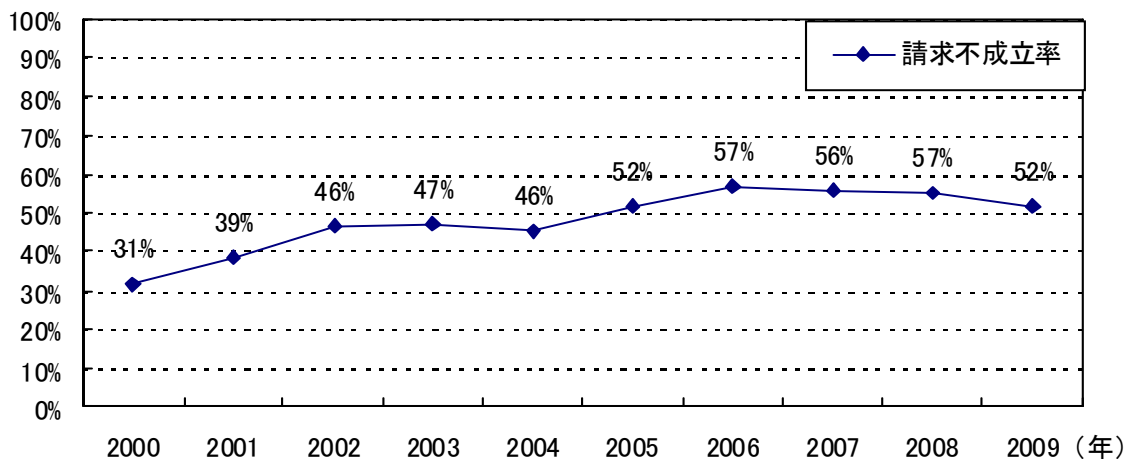
(備考)  
 欧州は OHIM、EU 加盟国（ギリシャ、キプロス、マルタ、ブルガリア、ルーマニアを除く。）及びスイスの合計を示し、欧州国籍は EU 加盟国及びスイスの合計を示す。

- 2009年の特許の拒絶査定不服審判の請求件数は2.4万件で前年比22%減となっている。これは、2009年4月以降、拒絶査定不服審判請求期間が30日以内から3か月以内に拡大されたことや、景気後退が影響しているものと考えられる。
- 特許の拒絶査定不服審判において、請求不成立とした審決の割合(請求不成立率)は、2009年は52%であった。

【拒絶査定不服審判請求件数の推移】



【拒絶査定不服審判事件における請求不成立率の推移 (特許)】



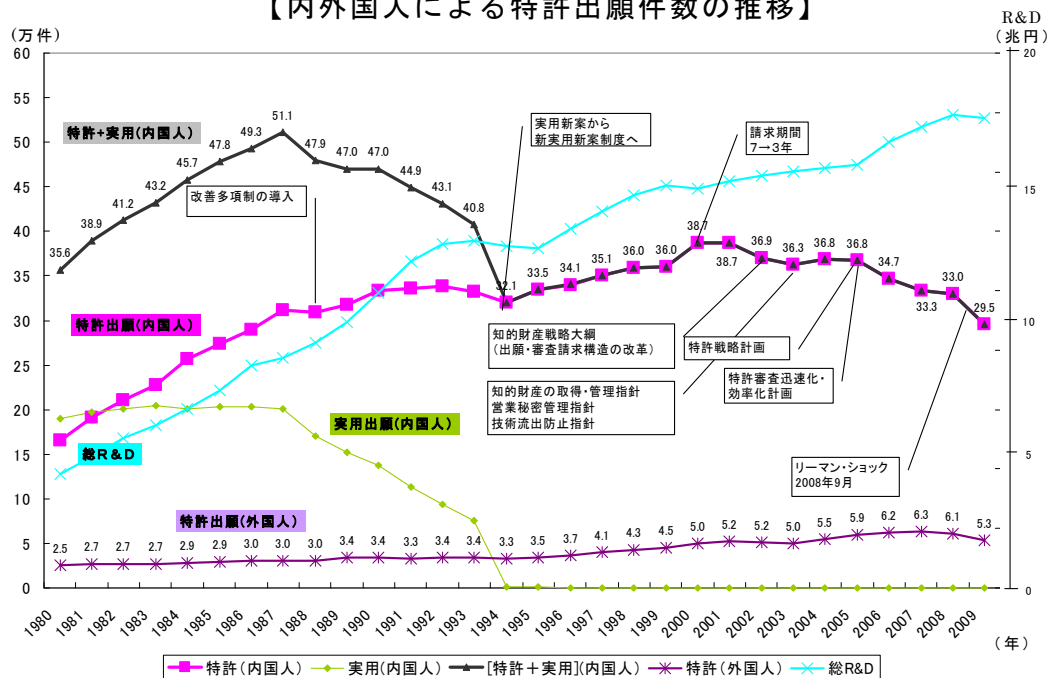
## 2. 我が国における知的財産活動の実態

### (1) 企業等における知的財産活動

(p. 72-89)

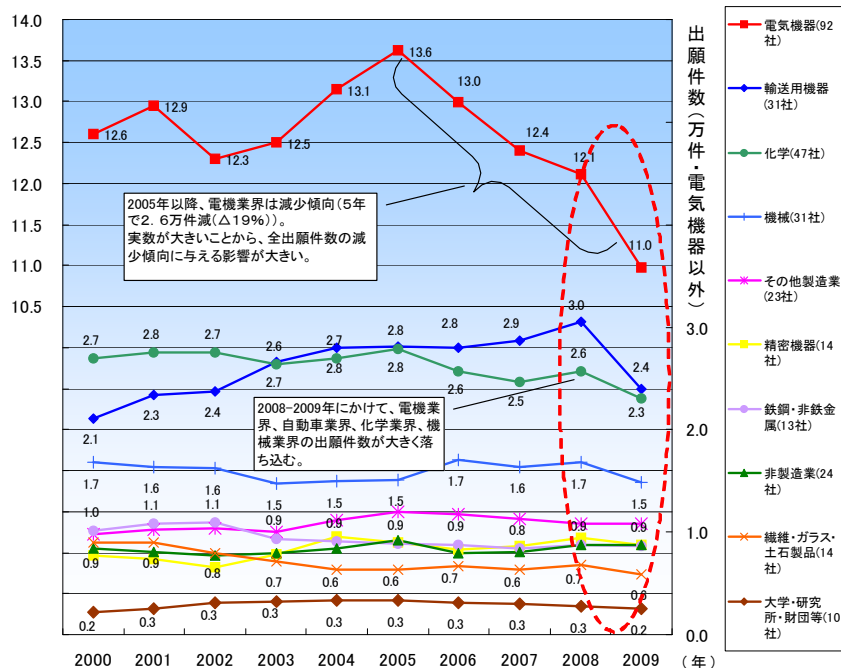
- 内国人特許出願件数は、2005年から漸減しており、2008年から2009年にかけて33.0万件から29.5万件に減少した。外国人特許出願件数は、2007年をピークに減少に転じ、2008年から2009年にかけて6.1万件から5.3万件に減少した。
- 業種別に特許出願件数の動向をみると、減少幅の大きい主な業種は、電気機器（11.4千件、9.4%減）、輸送用機器（6.6千件、21.6%減）、化学（2.6千件、10.3%減）、機械（2.0千件、11.6%減）、繊維・ガラス・土石製品（0.9千件、13.9%減）であった。

【内外国人による特許出願件数の推移】



【業種別特許出願件数の推移（2009年出願件数上位299社）】

出願件数（万件・電気機器のみ）

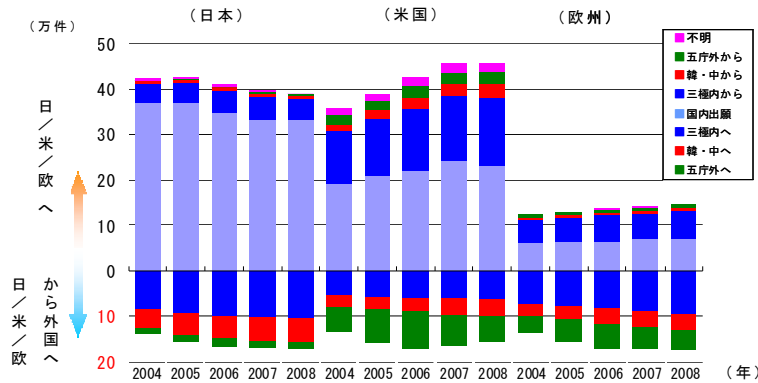


(1) 企業等における知的財産活動

(p. 72-89)

- 日本から外国への特許出願件数は漸増し、2008年には17.0万件であった。日米欧とも、日米欧中韓の特許庁に対する外国特許出願件数は増加する傾向である。日本から外国への特許出願は米欧中韓に集中し、ブラジル、ロシア、インドに対する特許出願件数は米国・欧州からの件数よりも少ない。
- 日本国出願人による2008年特許出願のグローバル出願率は23.3%であった。これに対し、米国出願人のグローバル出願率は50.6%、欧州は62.6%であった。

【日米欧における内外出願の状況】



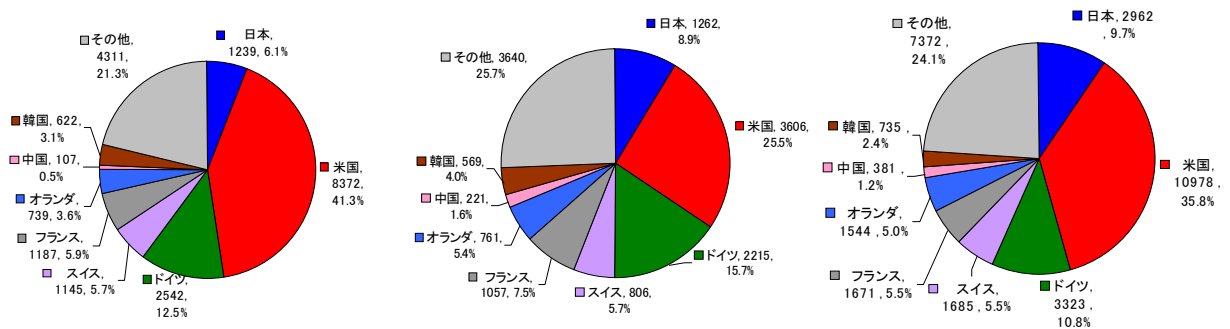
(備考) 「三極内」には自国は含まない(例えば日本における「三極内から」の出願は「米国+欧州」からの出願を意味する)。また、「欧州から」の件数は、各年末時点のEPC加盟国の居住者による出願件数を示し、「欧州へ」の件数は、欧州特許庁分のみを計上しており、各EPC加盟国への出願は含まれていない。

【ブラジル、ロシア、インドにおける非居住者による特許出願の各国内訳】

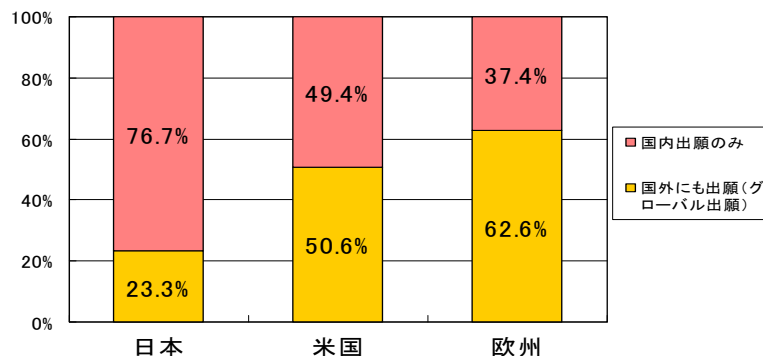
(ブラジル、2006年)

(ロシア、2008年)

(インド、2008年)

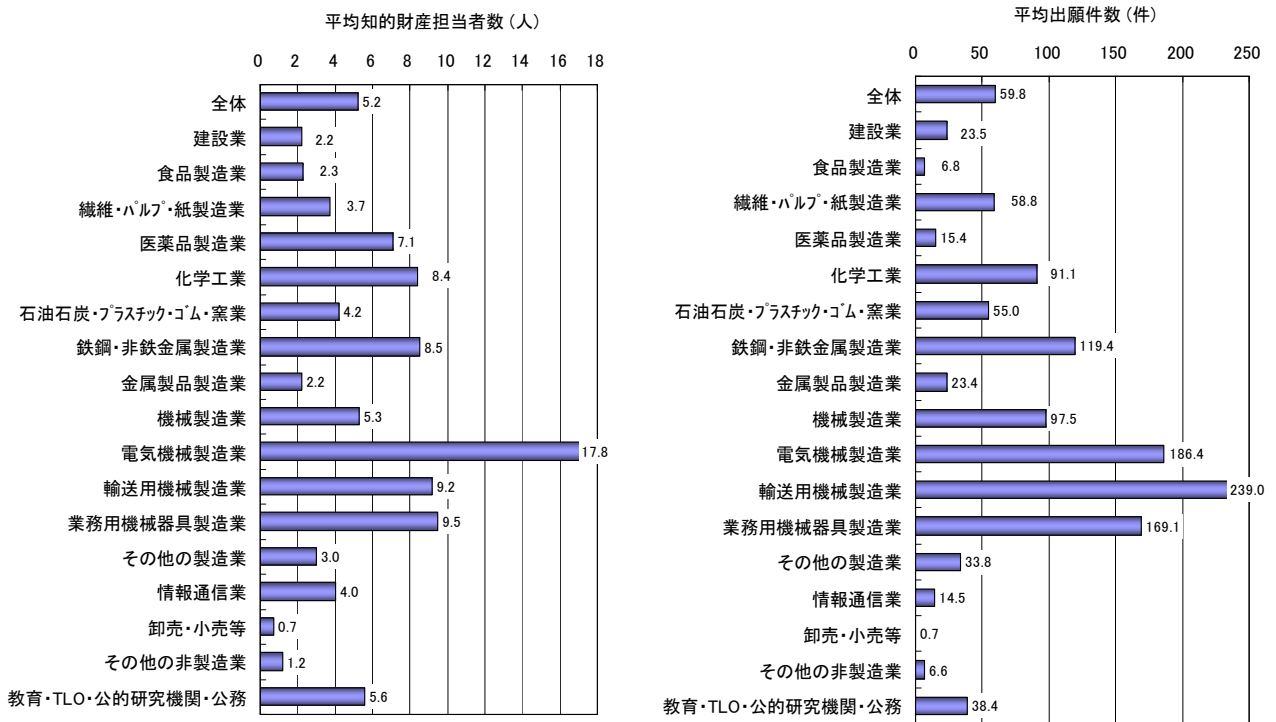


【日米欧出願人の自国特許庁への出願構造 (グローバル出願率)】

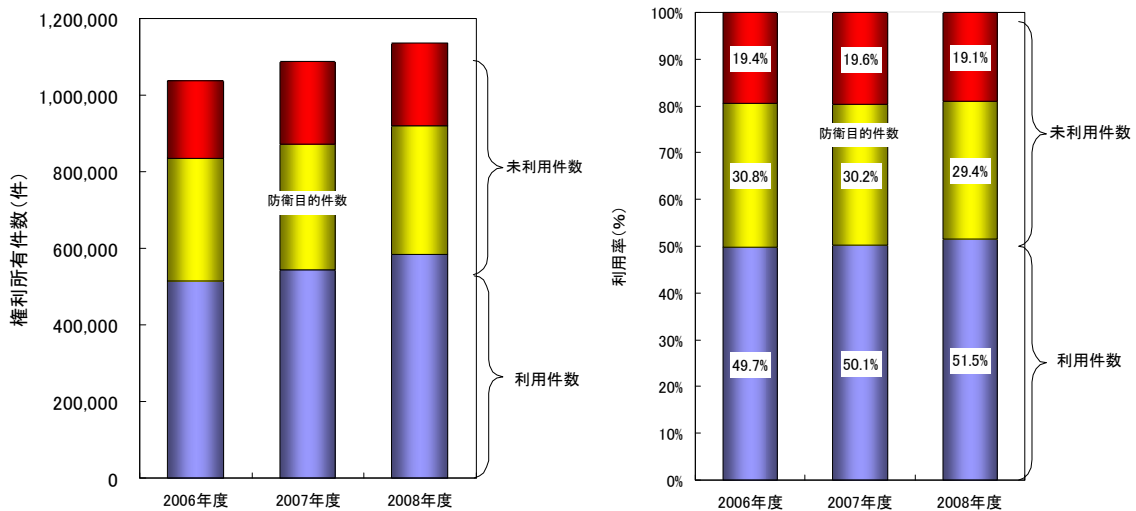


- 2009 年度の知的財産活動調査の結果によると、業種別 1 者当たりの知的財産担当者数は、電気機械製造業が 17.8 人と最も多く、全体平均 5.2 人を大きく上回った。産業財産権の出願件数が多い業種においては、知的財産担当者数も多い傾向にある。
- 2008 年度における特許権利用率（利用件数／所有件数）は 51.5% であり、2007 年度から引き続き 5 割を超えた。

【業種別の知的財産担当者数及び出願件数（1 者当たりの平均）】



【国内における特許権所有件数及びその利用率の推移（全体推計値）】

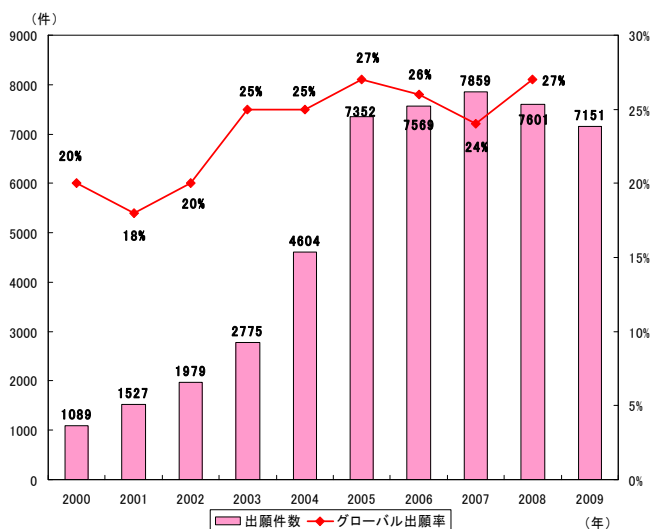


(2) 大学における知的財産活動

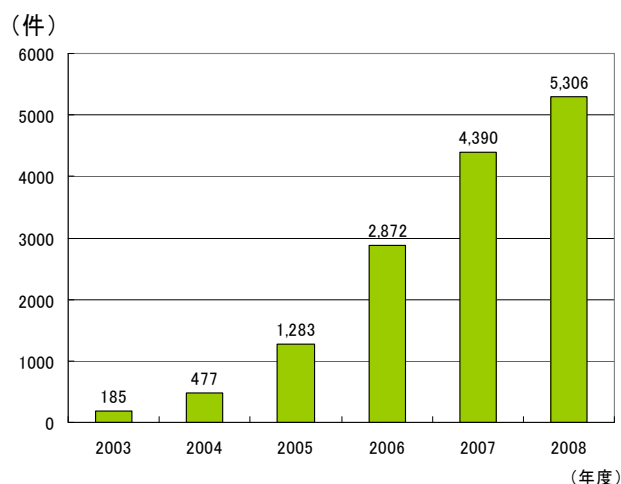
(p. 90-94)

- 2009 年の大学及び承認 TL0 からの特許出願件数は 7.2 千件である。2002 年には 2 千件弱であったが、2005 年にかけて急増し、その後は横ばいで推移している。
- 大学及び承認 TL0 における特許権の実施件数は、2003 年度から 2008 年度の間で 28.7 倍に増加しており、実施料収入は、同期間で 1.8 倍に増加した。
- 2009 年の大学部門 PCT 出願上位 50 (速報値) 中に、我が国の大学は 7 大学がランクインしている。米国大学が上位 20 大学のうち 18 大学を占めているなか、7 位の東京大学は米国大学以外で最高位に位置しているなど、国際的な権利取得を積極的に行っている大学が出てきている。

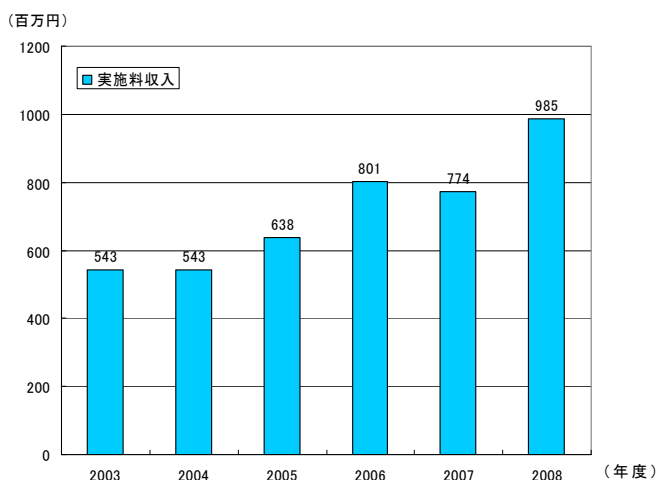
【我が国の大学・承認 TL0 からの特許出願件数】



【我が国の大学等における特許実施件数】



【我が国の大学等における特許実施料収入】



【2009 年大学部門 PCT 出願上位 50 中に入った我が国の大学及び海外主要大学】

順位	大学名	出願件数
1	UNIVERSITY OF CALIFORNIA	321
2	MIT (Massachusetts Institute of Technology)	145
3	UNIVERSITY OF TEXAS SYSTEM	126
:		
7	国立大学法人 東京大学	94
23	国立大学法人 京都大学	45
31	国立大学法人 東北大学	39
34	国立大学法人 大阪大学	38
40	慶應義塾大学	34
46	国立大学法人 北海道大学	30
49	国立大学法人 東京工業大学	29

### 3. 各分野における知的財産活動の現状

#### (1) 特許<三極コア出願・重点8分野の日米欧比較>

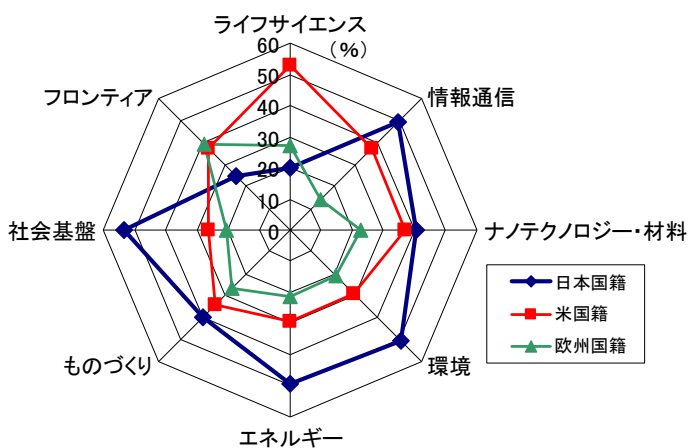
(p. 95-101)

○ 2007年に日米欧中韓でなされた重点8分野に関する特許出願のうち公開又は公表された件数は、ライフサイエンス、フロンティア以外の6分野において日本国籍の割合が欧米国籍の割合を上回っている。

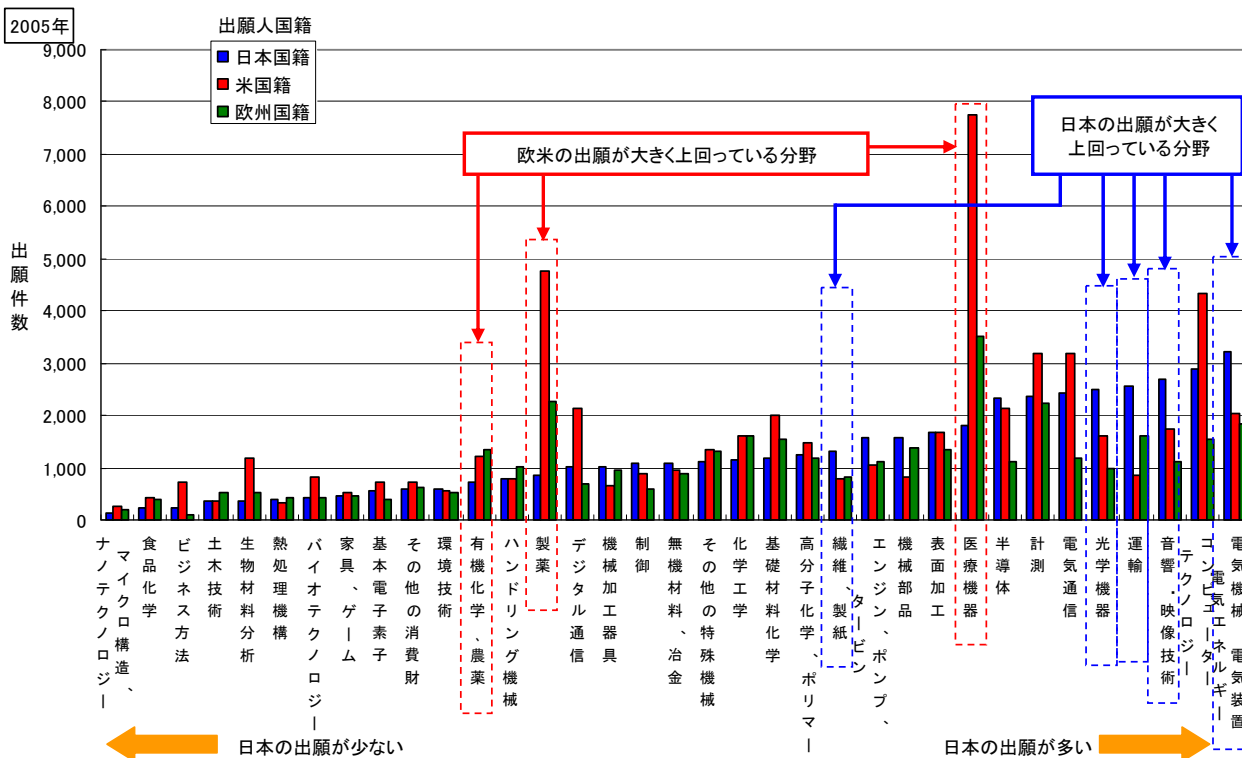
○ 2005年（優先権主張年）における出願人国籍別の三極コア出願\*件数を技術分野別にみると、「電気機械、電気装置、電気エネルギー」、「音響・映像機器」、「運輸」、「光学機器」、「繊維、製紙」の分野で、日本国籍の三極コア出願件数が欧米国籍の三極コア出願件数を大きく上回っている。反対に「医療機器」、「製薬」、「有機化学、農薬」の分野では、欧米国籍の三極コア出願件数が日本国籍の三極コア出願件数を大きく上回っている。

\*日米欧いずれかの国になされた特許出願であって、その出願を優先権の基礎にして他の二極の両方へ出願がなされたもの

【日米欧中韓における重点8分野の出願公開又は公表件数の日米欧比較(公報発行年2007年)】

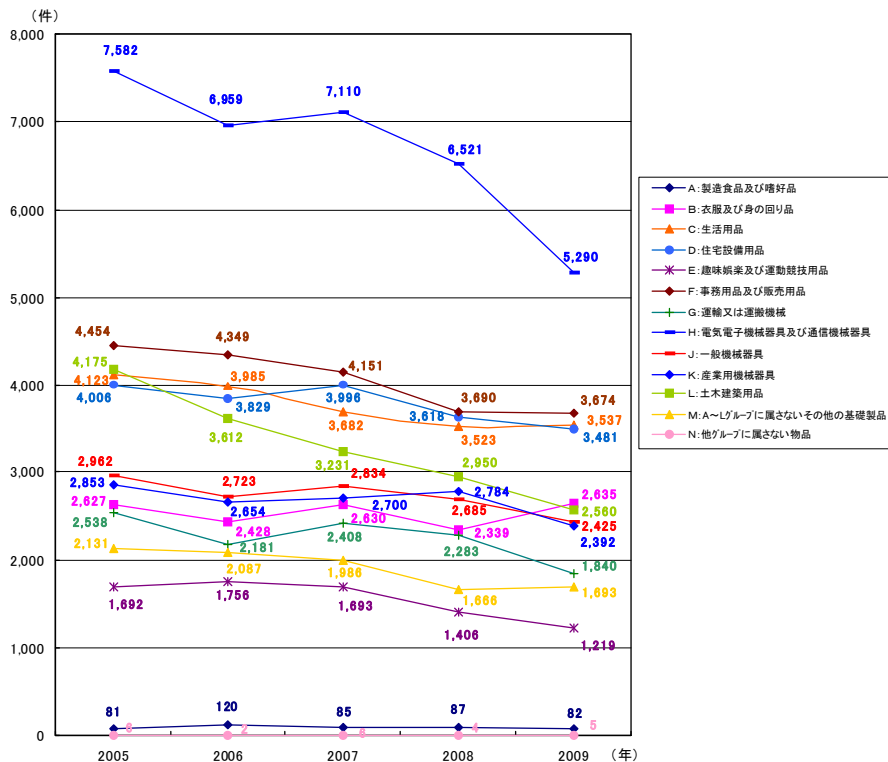


【日米欧の技術分野別三極コア出願件数(優先権主張年2005年)】

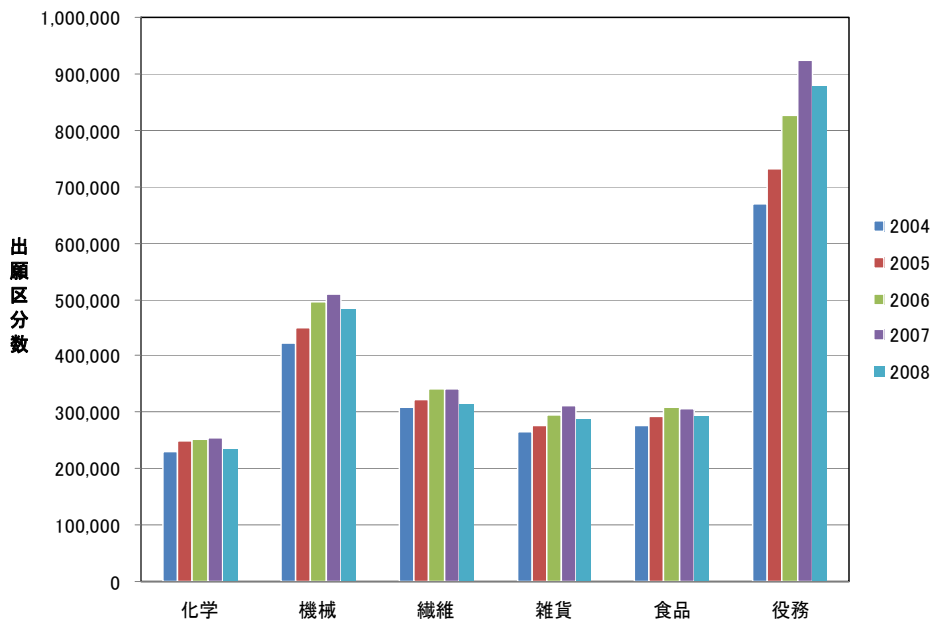


- 2009年の意匠登録出願件数を分野別に見ると、前年と比較して衣服及び身の回り品（Bグループ）、生活用品（Cグループ）、その他の基礎製品（Mグループ）を除く全ての分野で出願件数が減少している。中でも出願件数の最も多くを占める電気電子機械器具及び通信機械器具（Hグループ）の出願件数の減少が顕著で、前年比18.9%減となっている。
- 日米欧中韓への商標登録出願全体について、分野別の出願状況を見ると、全体的に2004年から2006年までは全ての分野で増加傾向にあったが、2007年に繊維、食品の分野で減少し、2008年は全分野で減少した。

【我が国の物品分野別の意匠出願状況】



【日米欧中韓への分野別の商標登録出願状況】



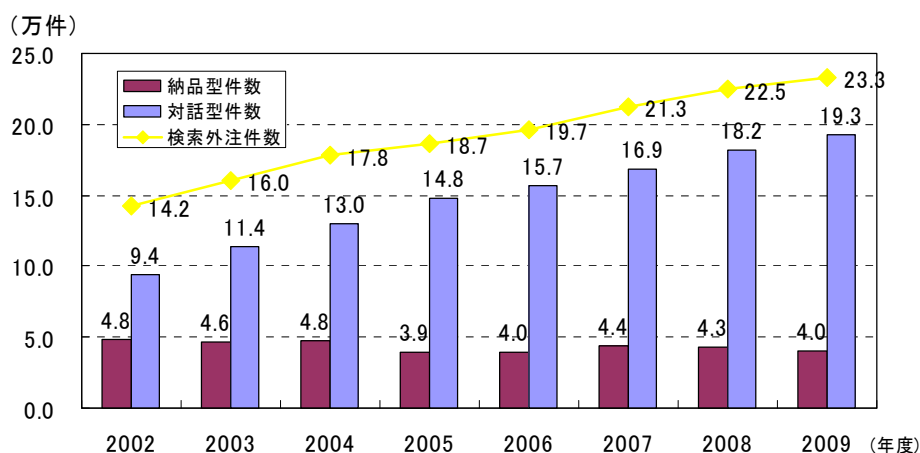
## Ⅱ. 知的財産活動に対する政府の取組

### 1. 特許における取組

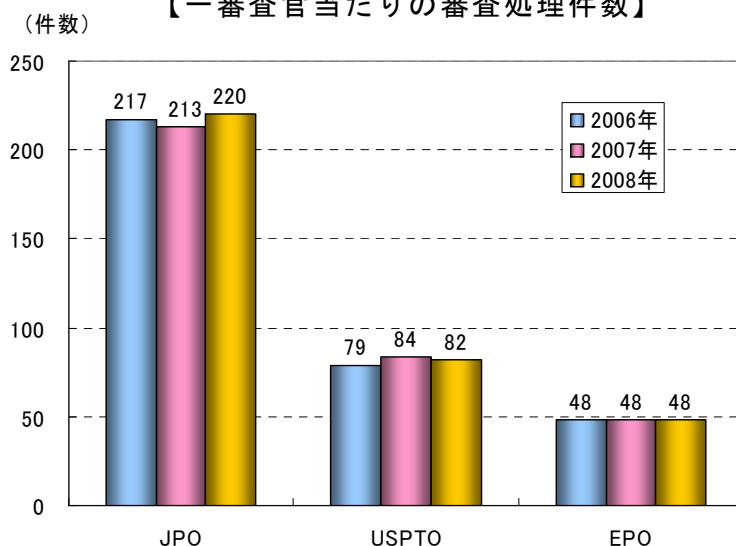
#### (1) 先行技術文献調査外注の拡大・必要な審査官の確保など (p.149-151)

- 我が国では先行技術調査の民間外注を積極的に進めており、2009年度の先行技術文献調査の外注件数は前年度比3.6%増加し23.3万件となっている。
- ペーパーレスシステムの構築、先行技術調査の民間外注等により、USPTOと比較して約2.5倍、EPOとの比較では約4.5倍の審査を行っている。
- 2004年度から2008年度までの5年間で約500名の任期付審査官を確保するなど、審査官の大幅な増員を実現した。

【検索外注件数の推移】



【一審査官当たりの審査処理件数】



【特許審査官の増員状況】

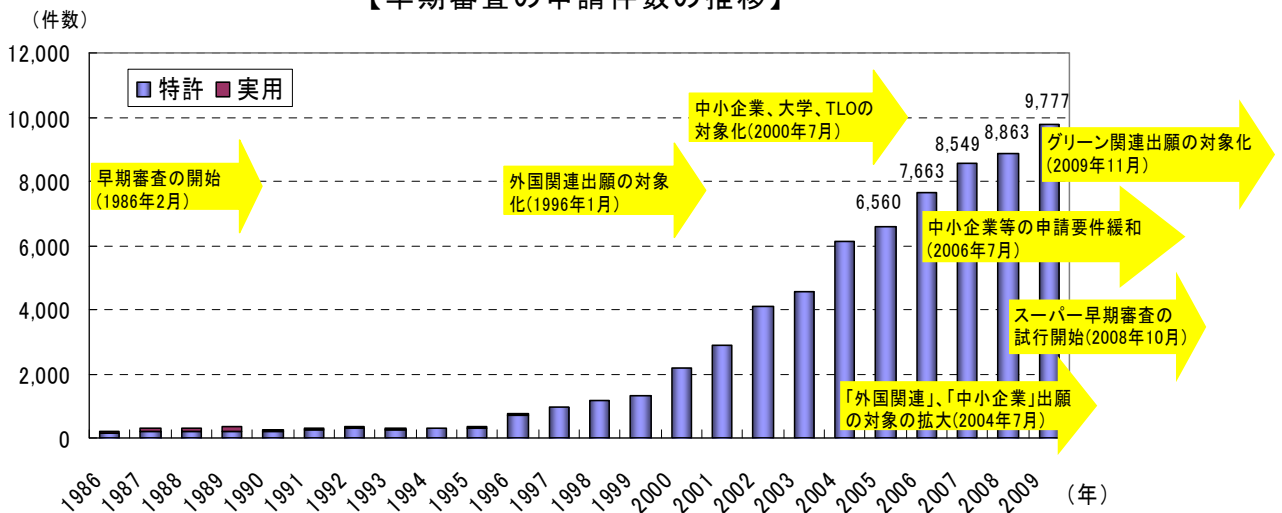
(年度)	2006	2007	2008	2009	2010
通常審査官	1174 (+12)	1175 (+1)	1190 (+15)	1202 (+12)	1213 (+11)
任期付審査官	294 (+98)	392 (+98)	490 (+98)	490	490
合計	1468 (+110)	1567 (+99)	1680 (+113)	1692 (+12)	1703 (+11)

(2) 出願人のニーズに応じた特許審査の実現に向けた取組

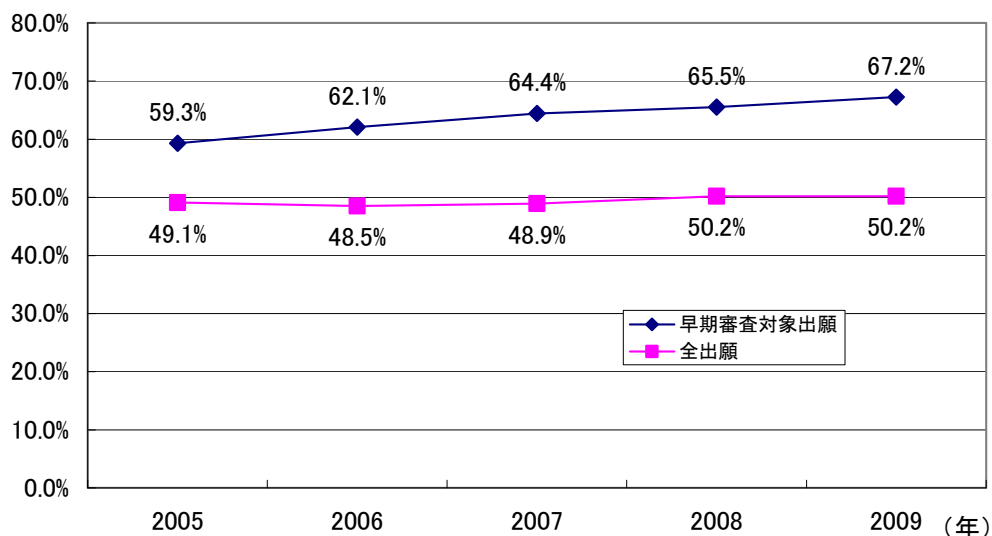
(p.160-163)

- 早期審査制度の対象の拡大や利便性の向上により、その利用数は年々増加傾向である。早期審査制度を利用した出願の審査順番待ち期間は、早期審査の申請から約1.8月である。
- 2009年11月からは、環境関連技術に関する出願（グリーン関連出願）を新たに早期審査の対象に加え、試行を開始した。
- 2008年10月から試行を開始したスーパー早期審査は、2009年10月から対象に国内移行した特許協力条約に基づく国際出願（D0出願）を加え、対象を拡大して試行を継続している。
- 早期審査制度を利用した出願の特許査定率は、全出願の特許査定率と比べて10%以上高い値を推移している。これは、早期審査制度を利用する出願は発明の実施を前提としているもの等であることや、申請に際して先行技術調査が要件の一つとされていること等により出願が厳選された結果と考えられる。

【早期審査の申請件数の推移】

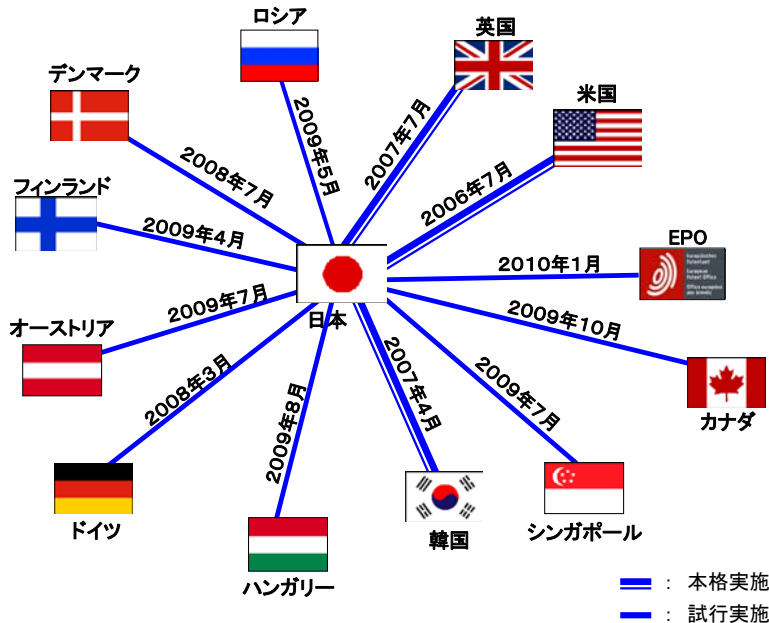


【早期審査対象出願の特許査定率】

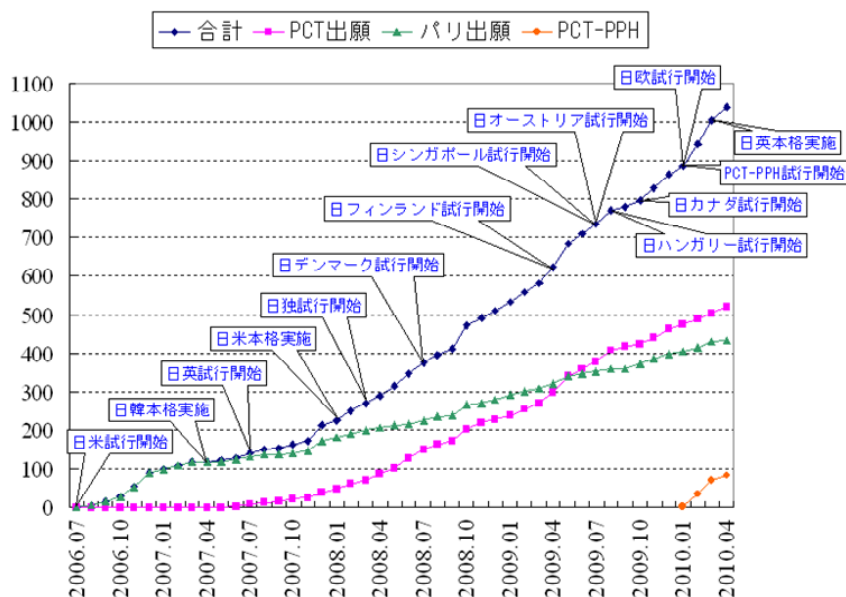


- 特許審査ハイウェイは、第一庁で特許可能と判断された出願について、出願人の申出により、第二庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにするものである。2010年4月末現在、日米間、日韓間、日英間、日独間、日デンマーク間、日フィンランド間、日露間、日オーストリア間、日シンガポール間、日ハンガリー間、日カナダ間及び日欧間で、特許審査ハイウェイを本格実施若しくは試行している。
- 日本との間で特に利用されている米国及び韓国との特許審査ハイウェイの利用件数は、2010年3月末までの累計で、日本から米国への申請が2,040件、米国から日本への申請が777件、日本から韓国への申請が371件、韓国から日本への申請が93件である。

【日本と他国間の特許審査ハイウェイのネットワーク】



【特許審査ハイウェイの申請件数 (2010年4月時点)】

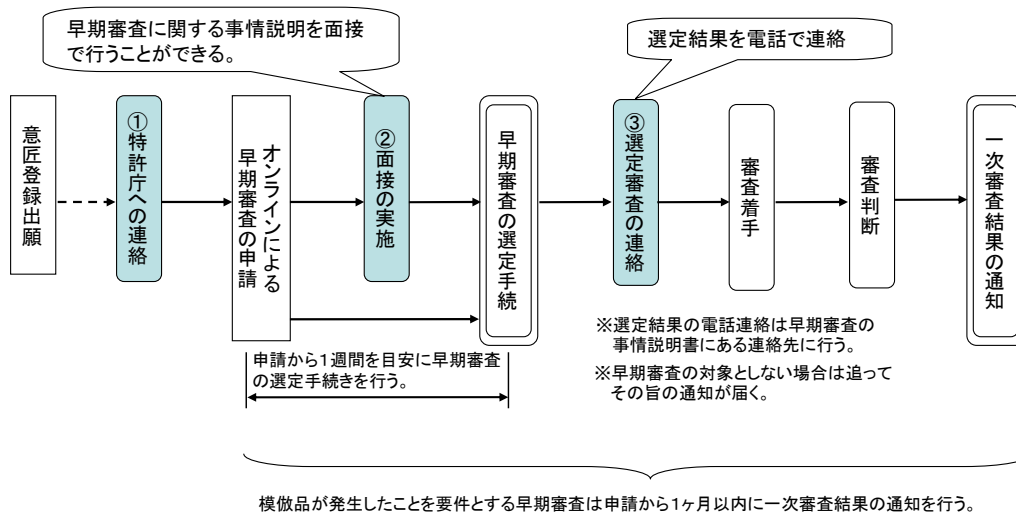


## 2. 意匠における取組

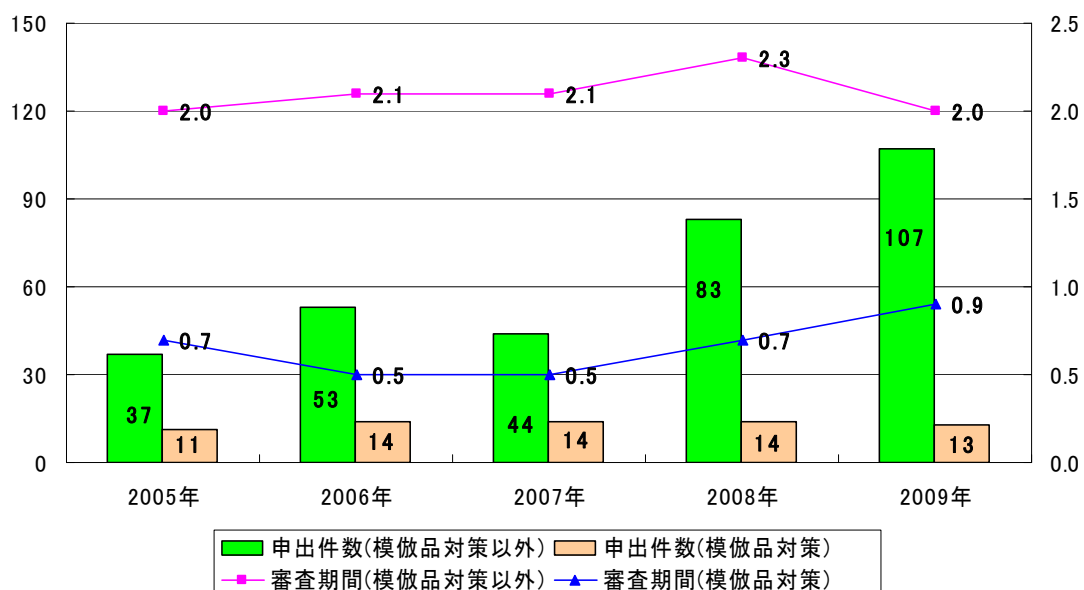
(p. 176-181)

- 模倣品対策に対応した早期審査については、2009年は13件の申請があり、申請から一次審査結果の通知を発送するまでの期間は平均0.9月であった。その他の早期審査については、107件の申請があり、早期審査の申請から一次審査結果の通知を発送するまでの期間は平均2.0月であった。
- 意匠審査全体の判断プロセス並びに先行意匠調査の方法等を明らかにした「審査の進め方」を作成し、意匠審査基準に追加した。

### 【「模倣品対策に対応した早期審査制度」の概要】



### 【早期審査の申出件数・早期審査選定されたものの審査期間の推移】



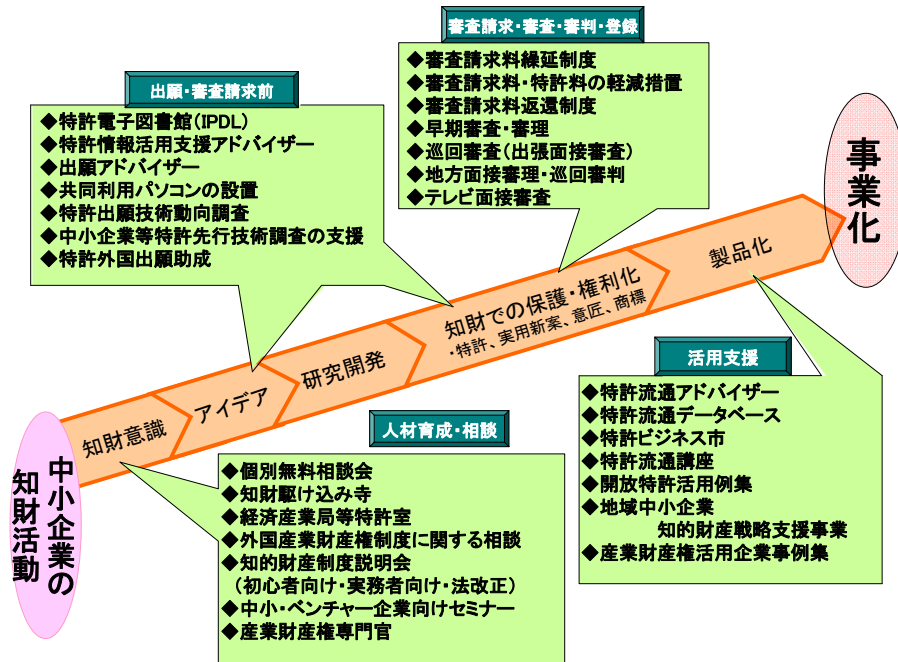


### Ⅲ. 企業・大学等への支援施策

(p. 200-220)

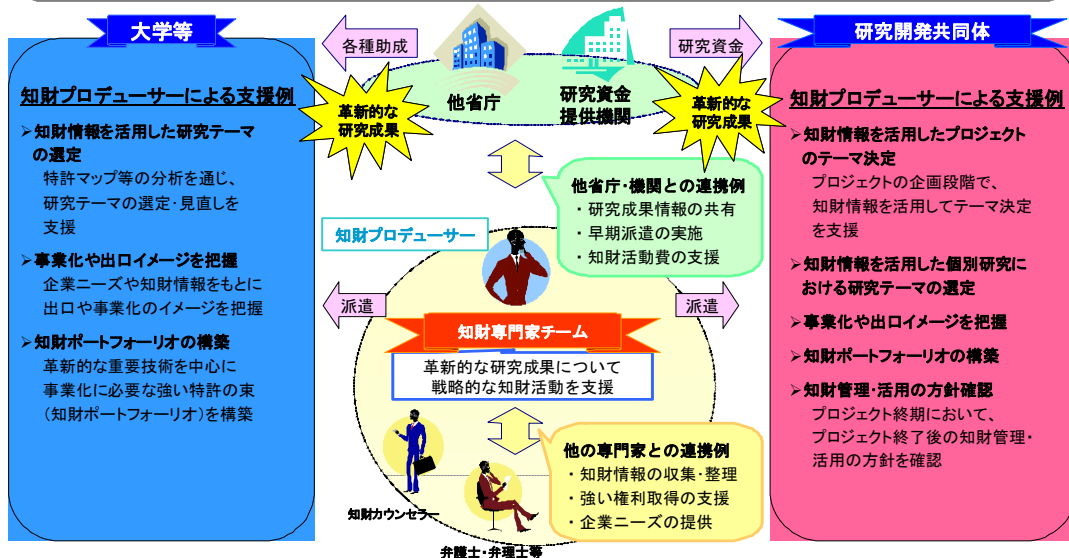
- 地域経済の担い手として大きな役割を果たす中小企業や、新規産業の創出が期待されるベンチャー企業等に対して、先行技術調査の支援や特許の外国出願助成、セミナー・説明会の実施など様々な施策を通じて総合的に支援している。
- 複数の大学や研究機関が連携して取り組んでいる研究開発コンソーシアム等のプロジェクトを対象に、プロジェクトにおける特許出願戦略や特許活用戦略等の知的財産戦略の策定を支援することを目的として、知財プロデューサーをリーダーとする知的財産の専門家チームを派遣する事業を2008年度から開始した。試行として、2009年度は3つの研究開発コンソーシアムに派遣をした。

【中小企業等に対する総合的な支援の概要】



【知財プロデューサーの派遣事業】

“知財プロデューサー”の派遣(大学や研究開発共同体等)  
 ■ 知財プロデューサーを大学や研究開発共同体に派遣して、革新的な研究成果について、知財の視点から出口・活用を見据えた戦略の策定支援を行う。



#### IV. 国際的な動向と取組

(p. 252-313)

- 制度面の調和に向けた取組として、出願人の手続負担を軽減すべく、各国間における出願様式の共通化、優先権書類の電子的交換の拡大等の施策を行っている。一方、実体面での調和を目指す実体特許法条約については、先進国と途上国の対立により WIPO における議論が停滞する中、先進国を中心として検討が進められている。
- 三極特許庁会合及び三極専門家会合において、サーチ・審査結果の相互利用等による審査協力、出願人の手続負担軽減のための取組、制度・運用の調和に向けた取組及び情報システムの発展に関する取組等を進めている。
- アジア諸国を中心に EPA や FTA の締結を積極的に推進している中で、知的財産分野については EPA の範囲に含めて交渉を行っている。2009 年度には、日・スイス EPA 及び日・ベトナム EPA が発効した。
- 中国との二国間での取組として、2009 年に、「省庁横断的な知的財産に関するテーマを議論する日中知的財産権ワーキング・グループ設置の覚書（知財 WG 設置覚書）」、「商標・模倣品の取締り・不正競争の防止等に関する協力を強化するための覚書（商標等の協力覚書）」、「特許権・実用新案権・意匠権に関する協力を強化するための覚書（特許庁間協力覚書）」及び「知財人材の育成に関する協力覚書（人材育成協力覚書）」を締結した。
- 企業活動に悪影響をもたらす模倣品問題の対策は急務であり、次の取組を進めている。
  - ・ 二国間会合の場や多国間協議の場を通じた、知財保護強化の要請、及び、途上国における取締強化に向けた支援。
  - ・ 業種横断的な産業界の連携を推進し、我が国政府と一体となって模倣品対策を強化。
  - ・ 「模倣被害調査報告書」の作成等の模倣品対策に必要な情報の収集・提供。
  - ・ 模倣品に関する個別の相談に対応、及び、模倣品対策に必要な情報の提供。
  - ・ 国内取締機関との連携の強化。
  - ・ 「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」の実施による啓発活動。